

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-電気・電子情報関連産業分野の基準について-」の一部改正について

令和3年1月29日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-電気・電子情報関連産業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P10	第3 特定技能雇用 契約の適正な履行 の確保に係る基準 【関係規定】	<p>告示第3条</p> <p>電気・電子情報関連産業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 経済産業省の組織する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（次号において「協議・連絡会」という。）に加入すること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に協議・連絡会の構成員となること。</p> <p>(略)</p>	<p>告示第3条</p> <p>電気・電子情報関連産業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 経済産業省の組織する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（次号において「協議・連絡会」という。）の構成員であること。</p> <p>(略)</p>

2	P10	○2つ目	○ 初めて電気・電子情報関連産業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に、経済産業省が設置する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会に加入し、加入後は、協議・連絡会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の報告、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。	○ 電気・電子情報関連産業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、経済産業省が組織する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議・連絡会」という。）の構成員にならなければなりません。
3	P10	○3つ目	(新規)	○ 構成員は、協議・連絡会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行わなければなりません。
4	P10	○4つ目	○ 入国後4か月以内に協議・連絡会に加入していない場合には、特定技能外国人の受入れができません。	(削除)
5	P10	○6つ目	○ なお、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会に関する問合せ先については、経済産業省のホームページを御覧ください。 (https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/index.html)	○ なお、協議・連絡会に関する問合せ先については、経済産業省のホームページを御覧ください。 (https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/index.html)
6	P11	【確認対象の書類】 ○2つ目	○ 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の構成員であることの証明書	○ 協議・連絡会の構成員であることを明らかにする書類（経済産業省のホームページに掲載されている会員名簿を印刷したもの（当該構成員の名称が掲載されているもの）） (https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/kyogikai/meibo1.pdf)

7	P11	【留意事項】 ○1つ目	(新規)	○ 令和3年3月1日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、協議・連絡会の構成員であることを明らかにする書類（経済産業省のホームページに掲載されている会員名簿を印刷したもの（当該構成員の名称が掲載されているもの））の提出が必要です。
8	P11	○2つ目	○ 初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。	(削除)
9	P11	○3つ目	○ 2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。）及び製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。	(削除)

10

分野
参考様式
第5-1号

分野参考様式第5-1号

電気・電子情報関連産業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

電気・電子情報関連産業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、機械加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装のいずれかの業務であること。
- 1号特定技能外国人が、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省告示第405号（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。
 - 1 中分類28-電子部品・デバイス・電子回路製造業
 - 2 中分類29-電気機械器具製造業（細分類2922-内燃機関電装品製造業及び細分類2929-その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）を除く。）
 - 3 中分類30-情報通信機械器具製造業
- 経済産業省が設置する製造業特定技能外国人村受入れ協議・連絡会（以下「協議・連絡会」という。）の構成員であること。又は、特定技能外国人を受け入れていない場合においては、当該外国人を受け入れた日から4か月以内に協議・連絡会の構成員となること。
- 経済産業省や、協議・連絡会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の報告、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。
- 特定技能雇用契約において、特定技能外国人を、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者 

分野参考様式第5-1号

電気・電子情報関連産業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

電気・電子情報関連産業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、機械加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装のいずれかの業務であること。
- 1号特定技能外国人が、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省告示第405号（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。
 - 1 中分類28-電子部品・デバイス・電子回路製造業
 - 2 中分類29-電気機械器具製造業（細分類2922-内燃機関電装品製造業及び細分類2929-その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）を除く。）
 - 3 中分類30-情報通信機械器具製造業
- 経済産業省が設置する製造業特定技能外国人村受入れ協議・連絡会（以下「協議・連絡会」という。）の構成員であること。
- 経済産業省又は協議・連絡会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の報告、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。
- 特定技能雇用契約において、特定技能外国人を、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者